

# 交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2018年3月28日

No.14

## 2018 JR 総連春闘

### 一部諸懸案事項の提案を受ける!

中央本部は本日、申第11号「諸要求改善に向けた申し入れ」に対する一部の諸懸案事項について、貨物会社から提案を受けました。提案内容は以下の通りです。

#### 1. 初任給調整手当の改正

初任給調整手当の額を以下のとおり改正する。

学校別	1年まで	1年を超え 2年まで	2年を超え 3年まで	3年を超え 4年まで	4年を超え 5年まで
大学 (大学院に限る)	18,000円	14,700円	11,200円	7,600円	3,900円
大学・短期大学・高等 専門学校・高等学校	<u>11,000円</u>	<u>8,000円</u>	4,500円	2,000円	

※現改比較 10,000円⇒11,000円 7,000円⇒8,000円

#### 2. 実施時期等

第1項については、平成30年4月1日から実施する。

## カフェテリアポイント

### 今年度も実施を確認する

昨年10月1日に開始したカフェテリアプランを継続して実施することを確認しました。昨年度と同様の扱いであり、4月1日以降に在籍する社員【嘱託、嘱託社員、臨時社員、契約社員を含む】(ただし、嘱託及び臨時社員において一日の労働時間及び勤務日数が社員と同等以上の者に限ります。)

対象者については、2万ポイント(2万円相当)が付与されますが、年度途中の入社の場合はポイントが異なります。

退職者の取扱いについては、自動決済方式、キャッシュバック方式のいずれも、退職月の15日までの利用となります。また宿泊は予約を行うのが、退職月の15日以前であっても、実際の利用費を退職月の16日以降とすることはできませんので注意をお願いします。(退職者は会員証を返却する必要はありません。退職に合わせてカードは利用できなくなりますので注意をお願いします。)

以上